「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 6JBIs 248」　禁無断複製

埼玉県企業局 団地位置図

彩の国 埼玉県

埼玉県企業局
〒330-0063
さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
TEL 048-830-7123
URL https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/c1303/index.html

地域振興課ホームページ



埼玉県のマスコット「コバトン」と「さいたまっち」

地下水採取規制地域図



※さいたま市内については、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されます。

規制地域	規制方法	手　続　き	許可・届出基準
第一種指定地域	許可制	揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が6cm²を超える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更には知事の許可を受けなければなりません。	①ストレーナの位置が65.0m以深であること。 ②揚水機の吐出口の断面積が21cm²以下であること。 ※非常災害用等公益上の目的、農業用及び水産養殖業用には特例があります。
	届出制	①モーターの定格出力2.2kW以下であること。 ②地下水の採取量を1日当たり最大50m³以下とすること。 ※非常災害用等公益上の目的、農業用及び水産養殖業用には特例があります。	
第二種指定地域	届出制	揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	揚水機の吐出口の断面積が21cm²以下であること。 ※非常災害用等公益上の目的、農業用及び水産養殖業用には特例があります。

1:150,000
0　5　10km

事業完了団地
①草加工業団地
②草加・八潮工業団地
③武蔵工業団地
④岩槻・春日部住宅団地
⑤加須工業団地
⑥霞ヶ関住宅団地
⑦狭山工業団地
⑧久喜・菖蒲工業団地
⑨東松山工業団地
⑩川越工業団地
⑪鷲宮産業団地
⑫川島工業団地
⑬越谷流通業務団地
⑭児玉工業団地
⑮幸手工業団地
⑯本庄住宅団地
⑰川里工業団地
⑱大利根豊野台テクノタウン
⑲川本春日丘工業団地
⑳羽生小松台工業団地
㉑幸手ひばりヶ丘工業団地
㉒嵐山花見台工業団地
㉓東埼玉テクノポリス
㉔伊奈北部地区
㉕秩父みどりが丘工業団地
㉖騎西藤の台工業団地
㉗本庄いまい台産業団地

事業完了団地	事業中団地	募集中団地	募集予定団地
㉘加須下高柳工業団地	㊱富士見上南畑地区産業団地	㊹行田富士見工業団地拡張地区産業団地	㊽寄居桜沢産業団地
㉙行田みなみ産業団地		㊺嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地	㊾羽生上岩瀬産業団地
㉚杉戸深輪産業団地		㊻行田富士見工業団地拡張地区産業団地	㊿久喜高柳地区産業団地
㉛妻沼西部工業団地			(51)吉見大和田地区産業団地
㉜羽生下川崎産業団地			(52)美里甘粕地区産業団地
㉝菖蒲南部産業団地			(53)幸手神扇地区産業団地
㉞川越第二産業団地			
㉟騎西城南産業団地			
㊱白岡西部産業団地			
㊲幸手中央地区産業団地			
㊳杉戸屏風深輪産業団地			
㊴加須ＩＣ東産業団地			
㊵寄居スマートＩＣ美里産業団地			
㊶草加柿木フーズサイト			
㊷松伏田島産業団地			
㊸川越増形地区産業団地			
㊹行田富士見工業団地拡張地区産業団地			
㊺嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地			
㊻富士見上南畑地区産業団地			
㊼鴻巣箕田地区産業団地			
㊽寄居桜沢産業団地			
㊾羽生上岩瀬産業団地			
㊿久喜高柳地区産業団地			
(51)吉見大和田地区産業団地			
(52)美里甘粕地区産業団地			
(53)幸手神扇地区産業団地			

凡　例	
	募集予定団地
	募集中団地
	事業中団地
	事業完了団地
計画路線	高速自動車道
計画路線	一般国道
計画路線	主要地方道

※キロ図の設定は、国勢調査の設定に従い旧東京都庁を中心とする

令和8年9月現在
株式会社 武揚堂 埼玉営業所　調製